

平成 2 3 年度 第 2 回伊丹市行財政改革推進懇話会

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日 (木)

17 時 45 分 ~ 19 時 50 分

市議会棟 3F 第 2 委員会室

出席者数

・委員 9 名中、6 名出席

傍聴人数

・1 名

1 . 開会 (17:45)

2 . 議事概要

(1) 経営検討部会審議報告について、(2) 意見書について

事務局	・本日の出席状況は、委員総数 9 名中、出席者 5 名。(会議中に 1 名来場、計 6 名) ・伊丹市行財政改革推進懇話会設置要綱第 6 条第 2 項に基づき、本懇話会は成立。 ・本日の傍聴者は 1 名。
会長	・本日の会議録の署名は、A 委員と B 委員にお願いしたい。
事務局	・資料により説明。【(資料 1)伊丹市の第三セクター等に関する経営検討経緯】 【(資料 2)伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書】
C 委員	・三セク債発行による土地開発公社の効果額が、第 5 回経営検討部会の資料と異なっているが、これは起債額が減ったということか。
事務局	・はい。9 月補正で市より補助金を出したことにより、累積欠損金を減らした。第 5 回経営検討部会では反映できてなかったが、そのことにより、起債予定額が 4 0 億円となっていたものを 3 9 億円に改めた。
C 委員	・はい、わかりました。
会長	・事前に B 委員の方から意見をいただいている。発言をお願いしたい。
B 委員	・土地開発公社は、異論はない。 ・都市整備公社は、解散に伴う効果額が、印象として余りにも少額だと思う。 ・公園緑化協会は、今後もっと爆発的に収益が増えるようになったらおもしろいと思う。
事務局	・都市整備公社は、メリットを得るために解散するのではない。そもそも平成 2 5 年 1 1 月末までに公益財団になるのか、一般財団になるのか、もしくは解散するのかわを選ばないといけない。公益財団にはなれないということは確実で、一般財団になると、市は税を投入することをいつまでも続けることが厳しい。 ・また、大規模に抱えている資産が老朽化して、今後、資金調達が困難であるということから、解散せざるを得ないという状況になっている。 ・公園緑化協会は、昆虫館は博物館であり、黒字にしようと思うと、入館料を一気に上げないといけなくなるので、難しい。その赤字幅をいかに縮めるかというような経営努力を今後させていただくため、直営よりもまだメリットがある外郭団体に吸収することを

	<p>考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の都合で外郭団体をつくり、解散することにより、プロパー職員の生活を困難にすることはできない。一定雇用が確保できるような方策というのを最優先した中で、今の形が最適ではないかと考えている。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・旭山動物園は、雇用形態を変えずに、園長のアイデアによって大勢の観客が来たそう。同じことを倣うのは無理かもしれないが、昆虫館は市の財産で、素晴らしいことをしているし、立派な職員がいる。その割には、知っている人は知っているけれども、知らない人は知らないというところが悔しいと思う。 ・都市整備公社の解散に伴う効果額は、よくわかった。もし、効果額が33万円ではなく3万円ぐらいマイナスになっても、この選択肢しかないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今の意見に関係する部分は、経営検討部会の意見書の6ページ、昆虫館そのものを維持していくことが必要であるのかどうか、維持するとしてもその広域的な性格から兵庫県の施設とすることはできないのかといった意見である。諮問事項ではないので議論はしていないが、昆虫館のあり方について市としての検討を望むと書かれているので、少し書き方を工夫していただきたい。 ・B委員の発言の趣旨は、運営の中で、現体制の中で工夫すべきところはもっと工夫すべきだし、民間等様々な外部からの知恵をかりて、サービスの質を向上する余地がないかという発言の趣旨と理解してよろしいか。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだとすると、諮問事項ではないが、もっと民間などの知恵を借りて工夫すべきであるというような意見を少し書き足すという意見でよろしいか。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・そのように書き足すようにしたい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設だから、赤字で当たり前というのは悔しい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に何かあれば。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫館は箕面にある。箕面の経営等を比較検討し、いいところは採用し、いけないところは採用しないというような検討はされたのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣県には3館の昆虫施設があり、箕面、橿原、伊丹にある。学ぶべきところは学んでいるし、いいところは取り入れている。お互い3館連携して盛り上げていくということで、共同でイベントをしている。 ・決して赤字でいいとは思わず、爆発的な動員とまではいかないが、新しい手を打って、他館のいいところは取り入れている。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかった。

(3) 解散プラン(案)について

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・説明【(資料3-)伊丹市土地開発公社解散プラン(案)】
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社は、大抵の市にあると思うが、阪神間で比べた場合、全部の市で解散ということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣では三田市が解散の方向で事務を進めていると伺っている。

C 委員	・明石市も今、検討中である。
D 委員	・解散しないという市はあるのか。
事務局	・今後、各市の事情により、土地の先行取得がまだまだ必要なところにおいては、土地開発公社は、存続しながら運営していくことも選択肢の一つではないかと思う。
D 委員	・市によるということか。
事務局	・はい。
会長	・全く業務がなくなるわけではないが、今後、これを解散しても円滑に業務や事業ができるという理解でよろしいか。
事務局	・基本的に必要な土地は買収費そのものを予算計上して取得するように進めてまいりたい。進行管理を適正に行い、適切なときに適切な予算を計上するという形で対応してまいりたい。
会長	・もし加筆するとしたら、例えば10ページに、存在意義も薄れと書いてあるが、今後生じる業務等については支障なく市の方で実施できるということを、ここで加筆しておけばよろしいかと思う。
E 委員	・また2ページ目の土地開発公社の債務残高及び保有面積の推移について、保有面積を示した折れ線グラフがわかりにくい。わかりやすいように凡例を加えていただきたい。
事務局	・このグラフは、例えば平成22年には債務残高は大体50億円ぐらいということではよろしいか。
E 委員	・50億4,000万円である。
事務局	・累積欠損と債務残高は、全然違う概念だが、累積欠損も含めているということか。
E 委員	・はい。50億4,000万円のうち欠損金が25億7,000万円ということである。
事務局	・2本の細い棒グラフの方がわかりやすいと思う。
E 委員	・資料3 - の17ページに、特例債の償還財源は国が手当するとはいえ、国民の負債であることにはわかりなく、その財源は国民全体で賄わなければならないことについては留意が必要だと、書かれているが、そのとおりだと思う。三セク債の利子補給もまさにこの3行の言葉が言えると思う。
D 委員	・三セク債を利用したら、約5億円、地方自治体としての伊丹市は得するが、結局地方交付税から措置されるわけで、国民全体で賄わなければならない。そのことをどこかに触れていただきたい。
会長	・利子もということか。
D 委員	・はい。17ページには特例債のことだけを書いてあるが、利子についても同じ仕組みと思う。要するに伊丹市民として手放して喜んでいいのかということになると、伊丹市民は日本国民でもあるわけである。国が結局措置してくれるが、それは国民の負担になるので、そのことをわかってもらえるよう、どこかに書いていただきたい。
E 委員	・11ページ、解散に向けた土地開発公社保有地の処分に関する計画について、事業用地として使うところ以外は、公売もしくは隣接者へ売却となっている。
事務局	・こうした記述は、例えばもう少し待っていたら価格が上がるのではないかと持ち続けることにより、結果、コストがかかるというようなことにならないか気になる。
事務局	・民間的な発想でいうならば、例えば可及的速やかにという記述を入れた方がいい。
事務局	・そうした文言を追加する。
事務局	・説明【(資料3 -)財団法人伊丹市公園緑化協会解散プラン(案)】

E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現在第三セクターだから、このような形で出ているが、市の施設に入ってしまうと昆虫館そのものの貸借対照表や損益計算書というのはなくなってしまうのではないかと。そうすると、効率的に経営されているのかどうかということは、一切わからなくなり、ブラックボックスになってしまう気がする。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に指定管理を行うものとするを書いてあるので、その指定管理の事業者に対する指定管理料という形で市から経費が支払われることになるということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・今の会計方法が、市の外郭団体に移行したとしても、公益財団法人の会計処理に従って複式簿記的な処理で、わかるようには続いていくはずである。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば昆虫のえさをつくっているスポンサーになり、その収入が入ってきたことで、昆虫館の経費の一部を賄えた。こういうことになると、昆虫館の決算書に、その部分は収益に貢献していると、何らかの形で市民に見えるようになるのか。そうでなければ、余計にブラックボックスになってしまうような気がする。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックボックスになる。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そのようになってもしようがないということか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・市が出資して、中身が見えやすい財務諸表を提出するよう指示できる事業者に移れば、内訳について昆虫館の指定管理料で払っている分を、開示すると言えるのかもかもしれない。 ・一般に民間事業者指定管理者として委託する場合には、その会社と合算された財務諸表の中に全部組み込まれてしまう。実際にその事業に対してどの程度の経費がかかっているかは、その会社全体の損益計算書の中に全部組み込まれて見えなくなってしまうというのが実情である。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資産そのものは市が持つのか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・そういうことになる。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費等も市が絡むということか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営費の中にそれも全部入っている。だから、民間、営利企業に委託するとすれば、人件費の相当額と管理運営費も込みという形で恐らく委託するということになる。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それでいいということか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。そういうふうに理解をした。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい報告を受けるような形で、市民にお示しできるよう努力していきたいと思う。 ・基本的には、最初に言うように既存の指定管理の団体の経理の報告の中に紛れてしまうということで、既存の事業と一体として報告を受ける。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例えばスポーツクラブを運営している民間会社は、自分の会社でスポーツクラブを運営しているところと、地方公共団体の体育館とかの管理運営をやっているところと、分かれて損益管理をしている。 ・私が懸念するのは、市に管理運営することになったがために、余計赤字が膨らんでしまった場合、それがわからないのではないかとということである。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の公園緑化協会の中でも、昆虫館だけの損益については出てこないのではないかと。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度はわかる。昆虫館が大体2億6,000万円ぐらい損しているが、2億5,000万円の補助金収入が入ってきている。それすらもわからなくなってしまうわけであ

	る。
D 委員	・いけないのではないか。そこをはっきりさせるような形にするということは、何か書いた方がいいかもしれない。
E 委員	・できることとできないことが、あると思う。市に移したはいいいけれども、それからどうなっているかということは、全然検証できなくなってしまっているのかと思う。
会長	・多分今補助金を出すときには、予算を積み上げるような形で、例えば人件費はこれぐらい必要だということを、公園緑化協会が積算して、補助金がついているはずである。どのような人が働いているかということと、人件費がどれぐらいかかっているかというのは、市はある程度見えている状況だと思う。
事務局	・これが指定管理になってしまうと合算されるので、市として注意して見なければ、実は人が入れかわって総額の人件費が下がっているということになっていても、前年と同じだけの指定管理料を払い続けるという可能性もなきにしもあらずだと思う。市が指定管理料を査定するときに透明性がある形で委託料の積算等を考えているのか。
事務局	・実際に今、市立施設の指定管理の協定を結んでいる外郭団体等との予算をどう積算するのかということに関して、勤務する外郭団体の職員の年間の所要人件費、それと維持管理に必要な経費、それらを全部算出している。
事務局	・一方、その館が運営することによって得られる入館料等も試算しながら、収支の差し引き額を委託料として指定管理者に渡す。
会長	・民間企業であれば人件費等の内訳がわかりにくい、市の外郭団体の場合、職員の人件費、年間諸経費は全部示していただいた中で試算する。収支の状況については、今後全く見えなくなるということは考えにくいと思う。
会長	・ただ、制度として、例えば公募にして民間の営利企業も応募してもいいという形の指定管理者制度の運用をすると収支の状況が見えなくなってしまう。非公募でやる場合には収支の状況が見える。どちらがいいのかというのは、別問題ではあるが。
事務局	・逆に民間企業の場合、すごく値引いてくることも考えられる。市の外郭団体であれば、張りついている人は変わらないという変だが、一定の方が勤務しているので、大きな変動は多分出てこない。
事務局	・施設、資産を市に移管した後、ブラックボックス化しないようにというようなことを、意見書に入れたい。最後のまとめに入れるか、ほかに適切な箇所があるかどうか、意見書のどこに入れるかは、検討させていただきたい。
B 委員	・意見書で、既存外郭団体による指定管理制度等の活用を最優先と書いてあるが、指定管理にするとまでは書いていない。だが、議論の中では指定管理ということで話が進んでいる。既存外郭団体による指定管理で行うのか。
事務局	・既存の外郭団体で吸収して指定管理をするということで調整はほとんどついている。
B 委員	・イメージが決まっている感じがする。
事務局	・意見書については優先順位で書いているが、解散プランは指定管理でという表現にしている。
B 委員	・文字だけ拝見すると、25年解散なのでまだ何も決まってない、これから考えるという読み方をした。だが、話を聞いてみると、指定管理として頼むのはおおよそ決まっている感じである。それによってまた方向性が変わってくる。
事務局	・既存の外郭団体に指定管理すると書ければ、具体的でいいが、あくまでも外郭団体側で

	<p>理事会を開いて、それを受けるという決定を公式にさせていただく必要がある。指定管理という方針は書いているつもりである。</p>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・わかった。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも懇話会の意見を受けての解散プランなのか、解散プランを受けての懇話会の意見なのか、どちらか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・解散プランを受けての懇話会意見である。検討してきた内容に基づいているので矛盾はないように書かれている。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・意見が出て、それに答えましたということだから、少し具体的に書かれているが、解散プランは思いっきりぼやけている。 ・指定管理という話は進んでいるのなら、もう少し指定管理を進めていくという書き方もいいという印象を持った。
事務局 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの表現の変更が必要である。 ・意見書の内容とこの解散プランの表現を同じにしてしまって、解散プランとして、今後の解散後の運営形態について言及している部分については、意見書と同じように指定管理だが、困難な場合には直営と表現を合わせるということでもいいと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書は、どちらかを適切に選びなさいということでもいいが、解散プランは最終的に行政計画になるので、どちらにしましたということになると思う。
B 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書は会長名の文書ということになるのですね。 ・最終的に検討させていただいたものを、会長と相談させていただいて、後日報告させていただく。
事務局 C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・説明【(資料3-)財団法人伊丹市都市整備公社解散プラン(案)】 ・特定優良賃貸住宅は市へ事業を引継ぎとあるが、平成26年から平成29年ぐらいに順次事業を終了していくと聞いている。市へ事業を引き継いだ後、年月がたっていくうちにそれが忘れられることがないのかということに心配している。事業終了というのは、この解散プラン上のどこにも記述がない。特定優良賃貸住宅の一括借上というのは、恐らくこの都市整備公社にも最大の赤字を出していると思うので、歯どめが必要ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市へ事業引継の記述について、契約終了で事業終了するというような、そういう表現が必要ということによろしいか。
C 委員 事務局 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・そういった表現で、改めさせていただきたい。 ・説明【(資料3-)伊丹市土地開発公社解散プラン(案) 第三セクター等改革推進債が市財政に与える影響(P16~)】
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・安定シナリオと上昇シナリオがある。上昇シナリオについて金利水準が2%上昇した場合と説明があったが、それ以降の表は、全部上昇シナリオを使っているということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。上昇シナリオで試算している。
B 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・上昇シナリオを使用していると、説明の中に書いているのか。 ・わかるように表示をしたい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の起債の償還に特別交付税という制度がある。特別交付税とはよくわからないが、計算方法は、何かをもとにして自動的に決まってくるのか、それとも総務省の匙加減みたいなものがあるのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税は計算の根拠となる省令が定められている。地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれている。 ・普通交付税は、標準的な行政を展開するために財源が幾ら不足するかという視点で計算されるものだが、普通交付税では計算されることができない各団体の特殊な事情について別枠の交付税、いわゆる特別交付税として交付されるというものである。 ・三セク債の償還では、土地開発公社の10年以内に事業化がなされる土地の借入金については一定の特別交付税を措置すると示されている。ルールは、国が定めているルールによって計算される。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・確認だが、市長に答申をするのはこの意見書で、解散プランは、市から市長へ何らかの形で提出されると考えている。 ・懇話会としては、解散プランは答申する資料には含めないという理解でよろしいか。それとも解散プランを含めるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・解散プラン案が正しいという意見書であるので、解散プラン案は参考資料としてはで載せさせていただきたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それは構わない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・責任を持っていただくところは意見書までということである。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・解散プランは現在案になっているが、来年の1月12日に答申する時点でも、案のままになるだろう。 ・今、説明があったように、3月までにこの案がとれる可能性があって、例えば公園緑化協会の昆虫館の管理運営形態についても決まっていれば、決定した表現になる可能性があるという理解でよろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革推進懇話会を終了させていただく。委員の皆さまには感謝申し上げます。

3 . 閉会 (19:50)